

工事（設計・施工・監理一括）請負契約書(案)

- 1 工事名 三宅柳田・味舌学童保育室増設事業
- 2 工事場所 三宅柳田学童保育室（摂津市学園町二丁目9番1号）
味舌学童保育室（摂津市三島二丁目13番38号）
- 3 工期 議決日の翌日 から 令和7年3月14日 まで
- 4 請負代金の額 金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）

請負代金の内訳

【三宅柳田学童保育室】

設計請負額	金	円（消費税及び地方消費税込み）
工事請負額	金	円（消費税及び地方消費税込み）
監理請負額	金	円（消費税及び地方消費税込み）

【味舌学童保育室】

設計請負額	金	円（消費税及び地方消費税込み）
工事請負額	金	円（消費税及び地方消費税込み）
監理請負額	金	円（消費税及び地方消費税込み）

- 5 契約保証金の額 金 円

上記工事について、発注者 摂津市を甲とし、受注者 を乙として、
次の条項により請負契約を締結する。

（総 則）

- 第1条 甲及び乙は、この契約書に基づき、基本条件図書（別冊の令和6年度三宅柳田・味舌学童保育室増設事業提案募集要項、各学童保育室施設概要、提案審査要領、要求水準書、質疑回答書、提案書及びこれらに付随する書類や資料）、補足説明書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、頭書の請負代金の額をもって頭書の工期内に頭書の工事を完成するものとする。
- 2 基本条件図書に明示されていないもの又は明示されていても疑問があるときは、甲乙協議して定める。
- 3 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 4 乙は、成果物（設計業務等の履行過程において得られた記録を含む）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。
- 5 本契約書において一括発注に係る契約金額を「請負代金」と記載する。

- 6 本契約書において設計業務において作成された図書等については成果物と記載する。
- 7 本契約書において施工業務で設置された機器や設備、備品等については目的物と記載する。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(工程表等の提出)

- 第2条 乙はこの契約の締結後に、請負代金内訳明細書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、遅滞なく甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、甲が前項の内訳書及び工程表を不相当と認めるときは、甲の指示に基づき変更しなければならない。

(法令上の責任)

- 第3条 この契約に係る建設業法（昭和24年法律第100号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）その他の関係法令上の措置は全て乙の責任において行い、解決するものとする。

(解体工事に要する費用等)

- 第4条 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、次に掲げる事項について、別添書面に記載しなければならない。
- (1) 分別解体等の方法
 - (2) 解体工事に要する費用
 - (3) 再資源化等をする施設の名称及び所在地
 - (4) 再資源化等に要する費用

(契約の保証)

- 第5条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号に掲げる保証を付す場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券又は保証証券を甲に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社との保証契約を含む。）の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負代金の額の10分の1以上の額としなければならない。

- 3 乙が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第40条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 請負代金の額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金の額の10分の1以上の額に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等の制限)

- 第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の定める書式によって甲に承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、この契約の成果物(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。以下同じ。)、目的物、第34条に規定する出来形部分及び第16条第2項の規定による検査に合格した工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)を第三者に譲渡し若しくは貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の定める書式によって甲に承諾を得た場合は、この限りでない。
 - 3 乙が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したとき(ただし、乙が甲に対し資金不足について説明する書類を提出したときに限る。)は、甲は、特段の理由がある場合を除き、乙の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
 - 4 乙は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を甲に提出しなければならない。

(著作物の譲渡等)

- 第7条 乙は、成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下この条において「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権(同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡する。
- 2 甲は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、乙と協議を経て、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
 - 3 乙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、甲は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。
 - 4 乙は、この契約が成果物を伴う場合、成果物(業務を行う上で得られた記録等を含む。)が著作物に該当するとしないとにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第3項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
 - 5 甲は、乙が成果物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(同法第12条の2に規定するデータベースの著作物をい

う。)について、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(施工の一括委任又は一括下請負の禁止)

第8条 乙は、施工の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(設計の一括委任又は一括下請負の禁止)

第8条の2 乙は設計業務の全部又は主要部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合はこの限りではない。ただし、業務の一部を第三者に請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の書面による承諾を得なければならない。

- 2 乙は、再委託契約その他の契約の相手方が、摂津市暴力団排除条例（平成23年摂津市条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、入札参加停止措置を受けている者（民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしたことにより入札参加停止措置を受けた者を除く。）、入札参加除外措置を受けている者及び第37条の2第11号キからシまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としてはならない。
- 4 乙が入札参加除外措置を受けた者又は第37条の2第11号キからシまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合は、甲は乙に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 5 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、乙が負うものとする。

(工事の下請負人等の通知等及び誓約書の提出)

第9条 乙は、工事の一部を第三者に請け負わせようとするときは、下請負人の商号又は名称、請け負わせる工事の内容その他甲が必要とする事項を書面により甲に通知しなければならない。また、甲は乙に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

- 2 乙は、下請負人が、摂津市暴力団排除条例（平成23年摂津市条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、入札参加停止措置を受けている者（民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしたことにより入札参加停止措置を受けた者を除く。）、入札参加除外措置を受けている者及び第37条の2第11号キからシまでのいずれかに該当する者を下請負人としてはならない。
- 4 乙が入札参加除外措置を受けた者又は第37条の2第11号キからシまでのいずれかに該当する者を下請負人としていた場合は、甲は乙に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 5 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、乙が負うものとする。

(特許権等の使用)

- 第10条 乙は設計に関する特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその施行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときはこの限りではない。
- 2 工事の施工に特許権その他第三者の権利の対象になっている施工方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(監督職員)

- 第11条 甲は、監督職員を置いたときは、乙に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。
- 2 監督職員は、他の条項に規定するもの及び本契約に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて、監督職員に委任したもののほか、基本条件図書に定めるところにより、次に掲げる職務上の権限を有する。
- (1) 本契約書、基本条件図書及び実施設計図書（以下基本条件図書と実施設計図書を「設計図書」という。）の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾または回答。
- (2) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査。
- (3) この契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対して指示、承諾又は協議を行うこと。
- (4) 設計図書に基づいて監督に必要な細部設計図、原寸図等を乙に作成させ、それらを検査して承諾を与えること。
- (5) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料及び工作物の検査若しくは試験（確認を含む。）を行うこと。
- 3 甲が監督職員を置かないときは、この契約書に定める監督職員の権限は、甲に帰属する。

(業務責任者等)

- 第12条 乙は、設計業務及び監理業務履行について、現場における管理をつかさどる責任者（以下「責任者」という。）を定め、甲に通知するとともに、業務に従事する従業員（以下「従業員」という。）の名簿を提出しなければならない。責任者及び従業員に変更があった場合も同様とする。
- 2 責任者は、この契約の履行に関し、甲の指示に従い、業務の管理及び統括を行うほか、業務委託料の変更、業務委託料の請求及び受領、第4項の請求の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。
- 3 設計図書及び業務に関連する法律に従い、乙が業務の技術上の管理を行う主任技術者（以下「主任技術者」という。）又は成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者（以下「照査技術者」という。）を定めなければならない場合、乙は主任技術者及び照査技術者の氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。このとき、主任技術者は責任者を兼ねることができるものとし、主任技術者と照査技術者を兼ねることはできないものとする。主任技術者及び照査技術者に変更があった場合、乙は甲に速やかに変更内容を通知しなければならない。

- 4 甲は責任者、従業員、主任技術者及び照査技術者について著しく不相当と認めるときは、乙にその交替を請求することができる。

(現場代理人及び主任技術者等)

第13条 乙は、建設業法に従い、必要に応じて現場代理人及び工事現場における工事施工の技術上の管理をつかさどる監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。)を定め、甲に通知しなければならない。

- 2 現場代理人と監理技術者等は、兼務することができる。
- 3 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金の変更、請負代金の請求及び受領、第14条第1項及び第2項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、監督職員の監督又は指示に従い、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。
- 4 甲は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、甲との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないとすることができる。
- 5 乙は、第3項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知せねばならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第14条 甲又は監督職員は、乙の現場代理人がその職務(監理技術者等と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その交代を求め等、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 甲又は監督職員は、監理技術者等、その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 乙は、甲から前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に従い、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。

(設計業務の調査等)

第15条 甲は、必要があると認めるときは、設計業務の処理状況を調査し又は報告を求めることができる。

(工事材料の品質及び検査)

第16条 工事材料について、その品質が明らかでないときは、監督職員が定めるものとする。

- 2 工事材料については、使用前に監督職員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受け、それに合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 監督職員は、乙から前項の検査の実施を求められたときは、速やかに応じなければならない。
- 4 乙は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

- 5 乙は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、監督職員の指示に従い、これを遅滞なく引き取り、工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第17条 乙は、工事材料のうち調合を要するものについては、監督職員の立会いを得て調合したものでなければ使用してはならない。ただし、調合につき見本検査によることが適当と認められるものは、これによることができる。
- 2 乙は、水中若しくは地下に埋設する工事その他完成後外面から目視することができない工事又は設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事を施工するときは、監督職員の立会いの上、施工しなければならない。
 - 3 乙は、前2項に規定するもののほか、甲が特に必要があると認めて見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、甲の定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、速やかにこれを提出しなければならない。
 - 4 監督職員は、乙から第1項若しくは第2項の立会い又は第1項ただし書きの見本検査を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
 - 5 第1項ただし書きの見本検査及び第3項の見本又は工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、乙の負担とする。

(設計業務に係る貸与品等)

- 第18条 甲が乙に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、基本条件図書に定めるところによる。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、貸与品等の品名、数量、品質、規格、性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
 - 3 乙は、貸与品等の引渡しを受けたときは、そのつど甲にそれぞれ借用書又は受領書を提出しなければならない。
 - 4 乙は、善良な管理者の注意をもって貸与品等を管理しなければならない。
 - 5 乙は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を甲に返還しなければならない。
 - 6 乙は、乙の故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第19条 乙は、工事の施工が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、直ちにこれに従わなければならない。この場合において、乙は、請負代金の額の変更又は工期の延長を請求することができない。
- 2 監督職員は、乙が第16条第2項若しくは第17条第1項から第3項までの規定に違反した場合又は工

事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において必要があると認めるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができるものとし、解体後、乙は、監督職員の指示に基づき、復旧しなければならない。この場合において、検査及び復旧に要する費用は、乙の負担とする。

(条件変更等)

第20条 乙は、工事の施工に当たり、地盤等につき予期することができない状態が発見されたときは、直ちに、書面により監督職員に通知しなければならない。

- 2 監督職員は、前項の通知を受けたときは、直ちに調査を行い、乙に対して必要な指示を与えなければならない。
- 3 第1項の規定に基づく事由によって、工事内容、工期又は請負代金の額を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(業務の変更、中止等)

第21条 甲は、必要があると認めるときは、業務内容を変更し、業務の全部又は一部を一時中止し、又は業務を打ち切ることができる。この場合において、請負代金の額又は工期を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

- 2 業務内容を変更し、業務の全部又は一部を一時中止し、又は業務を打ち切った場合において不要となった貸与品等があるときは、乙は遅滞なく、甲に返還しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第21条の2 甲は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(乙の請求による工期の延長)

第22条 乙は、天候の不良等、乙の責めに帰すことができない正当な事由によって工期内に業務を完成することができないと認めるとき又はそれが予期されるときは、その理由を明示した書面により、甲に工期の延長変更を請求することができる。この場合における延長日数については、甲乙協議して、書面により定めるものとする。

(賃金、物価等の変動)

第23条 甲又は乙は、契約期間内で契約締結日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金の額が著しく不相当となったと認められるときは、国等の通知等に基づき甲と乙とが協議して、請負代金の額又は工事内容を変更することができる。

- 2 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金の額が著しく不相当となったと認められるときは、前項の規定によるほか、甲と乙とが協議して、請負代金の額又は工事内容を変更することができる。
- 3 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデ

フレーションを生じ、請負代金の額が著しく不相当となったと認められるときは、前各号の規定にかかわらず、甲と乙とが協議して、請負代金の額又は工事内容を変更することができる。

- 4 前2項の場合において、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、請負代金の変更額については、甲が定め、乙に通知する。

(工事現場の保安及び臨機の措置)

第24条 乙は、工事現場の保安及び災害防止を図るため、次に掲げる措置をとるものとし、これに要する費用は、乙の負担とする。

- (1) 工事現場には常時責任ある警備員を置くこと。
 - (2) 工事中は通行人の安全を確保するとともに、交通に支障を来さないように注意すること。
 - (3) 地震、暴風雨等による事故を防止するため、必要があると認めるときは、臨機の措置をとること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、工事現場における災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとること。
- 2 監督職員は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 3 第1項第3号又は第4号の場合において、必要があると認めるときは、乙は、臨機の措置をとる前にあらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
 - 4 第1項第3号若しくは第4号又は第2項の規定により臨機の措置をとった場合において、乙は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

(一般的損害)

第25条 この契約の目的物の引渡し前に、設計業務を行うにつき生じた損害、その目的物又は工事材料について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害の発生が甲の責に帰する事由による場合は、この限りでない。

(第三者に及ぼした損害)

第26条 工事の施工及び設計業務に関し第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由による場合においては、甲が負担する。

- 2 前項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲及び乙は協力してその処理解決に当たるものとする。

(天災その他不可抗力による損害)

第27条 天災等の甲と乙のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）が発生した場合において、乙が善良な管理者としての注意を払い、又は不可抗力防止のため相当の措置をしたことが認められるにもかかわらず、工事の既済部分又は工事現場に搬入された検査済材料に損害が生じたときは、甲乙協議してその損害額及び甲乙の負担額を定める。

(完成検査)

第28条 乙は、設計業務が完成したときは、甲に成果物を提出しなければならない。ただし、本事業は設計・施工の一括発注方式であることから、市担当者による基本条件図書の内容が包含されているかの確認は行うが、成果物に対する完成検査は実施しない。

2 乙は工事業務が完成したときは工事完成通知書を甲に提出して完成検査を受けなければならない。

3 甲は、前項の工事完成通知書を受理したときは、その日から14日以内に完成検査を行わなければならない。

4 完成検査は、あらかじめその日時を乙に通知し、乙の立会いの上、行うものとする。

5 甲は、完成検査に当たり必要があると認めるときは、工事目的物を最低限度破壊して検査をすることができる。この場合において、乙は、検査終了後甲の指示により速やかにこれを原状に復さなければならない。

6 乙は、検査に合格しなかった場合における事後の手続きについて、さらに甲又は監督職員の指示に従い、必要な修補を行い、前各項に定める手続きを経るものとする。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなすものとする。

7 第2項の完成検査、第5項の原状回復及び前項の修補に要する費用は、全て乙の負担とする。

(出来形検査)

第29条 甲は、工事の一部が完成した場合において、甲が必要と認めるとき又は乙の申請があったときは、出来形検査を行うことができる。

2 前条第4項から第7項までの規定は、出来形検査について準用する。

(引渡し)

第30条 契約の目的物の全部又は一部は、第28条の完成検査又は前条の出来形検査に合格すると同時に、その引渡しがあったものとする。

(保管の義務)

第31条 乙は、出来形検査に合格した部分（以下「保管部分」という。）について保管の責めを負うものとする。ただし、甲がこれを使用する場合は、この限りでない。

2 保管部分について生じた全ての損害は、乙がその責めを負うものとする。ただし、甲の責めにより損害が生じた場合は、この限りでない。

(請負代金の支払)

第32条 乙は、第28条の完成検査に合格したときは、所定の手続きに従って請負代金の支払を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その請求を受けた日から40日以内に支払うものとする。

(前払金及び中間前払金)

第33条 乙は、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社（第3項に

において「保証事業会社」という。)と、頭書の工期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約(第3項において「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を甲に寄託して、甲の定めるところにより前払金の支払を甲に請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、速やかに前払金を支払わなければならない。
- 3 乙は、第1項の規定による前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を甲に寄託して、甲の定めるところにより中間前払金の支払を甲に請求することができる。
- 4 第2項の規定は、前項の規定による請求があった場合について準用する。
- 5 同一会計年度において、第34条の規定による部分払がされている場合は、乙は第3項の規定による中間前払金の支払を甲に請求することができない。

(前払金の使用等)

第33条の2 乙は、前払金をこの工事に材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

第34条 乙は、第29条の出来形検査に合格したときは、部分払金請求書を甲に提出し、当該出来形部分(検査済工事材料で他に転用されないものを含む。以下この条において同じ。)について部分払を請求することができる。

- 2 前項の規定による請求は、請負代金の額が2,000万円以上又は工期が2か月以上の工事について、1回限りすることができる。
- 3 甲は、第1項の請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、出来形部分に対する請負代金の額相当額の10分の9以内の額の部分払金を支払うことができる。
- 4 前払金を受けている場合における前項の規定の適用については、同項中「請負代金の額相当額の10分の9以内の額の部分払金」とあるのは、「請負代金の額相当額×(9/10-前払金/請負代金の額)-部分払済額の算式により算定した額以内の部分払金」と読み替えるものとする。

(契約不適合責任)

第35条 甲は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法により履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 成果物、工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

- 第35条の2 甲は、第30条の引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、甲が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、乙はその責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
 - 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、甲の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
 - 4 甲が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間のうちに請求等をしたものとみなす。
 - 5 甲は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
 - 6 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。
 - 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
 - 8 甲は、成果物、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りではない。
 - 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
 - 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は甲若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

- 第36条 甲は、第5条第1項の規定により、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、乙が次条各号又は第37条の2各号のいずれかに該当するときは、甲は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。
- 2 乙は、前項の規定により保証人が選定し甲が適当と認める建設業者（以下「代替履行業者」という。）から甲に対して、この契約に基づく次に掲げる乙の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、当該代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。
- (1) 請負代金債権（前払金又は部分払金に係る請負代金として乙に既に支払われたものを除く。）
- (2) 工事完成債務
- (3) 契約不適合を保証する債務（乙が施行した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）
- (4) 解除権
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この契約に係る一切の権利及び義務（第26条の規定により乙が施行した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）
- 3 甲は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する乙の権利及び義務を承継することを承諾する。
- 4 第1項の規定による甲の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて甲に対して乙が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

(甲の催告による解除権)

- 第37条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。
- (1) 第6条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (3) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (4) 第13条第1項の現場代理人及び監理技術者等を設置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第35条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

- 第37条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第6条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第6条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。

- (3) この契約の履行を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 乙がこの契約の業務の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (10) 第38条又は第38条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (11) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - ア この契約に関し、乙又は乙が構成事業者である事業者団体が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
 - イ この契約に関し、乙又は乙が構成事業者である事業者団体が、独占禁止法第7条第1項若しくは第2項（独占禁止法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定に基づく排除措置命令を受けたとき。
 - ウ この契約に関し、独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第20条の2から第20条の6までの規定に基づく課徴金の納付命令を受けたとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、独占禁止法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
 - エ この契約に関し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項（同項第1号に係る部分に限る。）に規定する罪の容疑により、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
 - オ この契約に関し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。
 - カ この契約に関し、第8条及び第8条の2の規定に違反したとき。
 - キ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその法人の役員、その支店又は営業所（常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

- ク 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ケ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- コ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- サ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- シ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がキからサまでのいずれかに該当する者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ス 乙が、キからサまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（シに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第37条の3 第37条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（乙の催告による解除権）

第38条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

（乙の催告によらない解除権）

第38条の2 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（1）第21条第1項の規定により業務の内容を変更したため、頭書の請負代金の額が3分の2以上減少したとき。

（2）第21条第1項の規定による工期の変更のうち工期延期又は工事の中止の期間が頭書の工期の3分の1以上又は2か月以上の期間に達したとき。

（乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第38条の3 第38条又は前条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除を行うことができない。

（契約解除に伴う措置）

第39条 甲は、この契約が業務完了前に解除された場合においては、業務の出来形部分で検査に合格したものは甲の所有とし、当該部分に対する請負代金を支払うものとする。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第33条の規定による前払金又は中間前払金の支払があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第34条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金の額になお余剰があるときは、乙は、解除が第37条、第37条の2又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第38条又は第38条の2の規定によるときにあっては、その余剰額を甲に返還しなければならない。
- 4 乙は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、甲からの貸与品、支給材料その他の物件があるときは、これを甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料その他の物件が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して変換し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 乙が正当な事由なしに一定の期間内に物件の引取りに応じず、その他原状に復さないときは、甲は、乙に代わってその物件を処分することができる。この場合において、乙は、甲の処分方法について異議申立てをすることができないとともに、これに要した費用を負担しなければならない。
- 6 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理について甲及び乙が民法の規定に従って協議して決める。

（甲の損害賠償請求等）

第40条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完成することができないとき。
 - (2) この契約の成果物、工事目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第37条又は第37条の2の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、請負代金の額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第37条又は第37条の2の規定により、工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 業務の完了前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の

規定により選任された再生債務者等

- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号の場合においては、甲は、請負代金の額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を請求することができるものとする。
- 6 第2項の場合（第37条の2第9号及び第11号キからスまでの規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（乙の損害賠償請求等）

第41条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（1）第38条又は第38条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。

（2）前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 第32条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

（あっせん又は調停）

第42条 この契約の履行に関して、甲乙間に紛争が生じたときは、甲又は乙から建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用の負担については、甲乙協議して定める。

（仲裁）

第42条の2 甲及び乙は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（管轄裁判所）

第43条 この契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（補則）

第44条 この契約書に定めのない事項については、関係法令に定めるところに従い、関係法令にも定めのない事項については、甲乙協議して定める。

この契約の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲（甲） 住 所 大阪府摂津市三島一丁目1番1号
摂 津 市
氏 名 摂津市長 森 山 一 正

乙（乙） 住 所
氏 名